○農林水産省告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号（森林法第二十五条第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕

第一号の表日高川の項及び日置川の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に農林水産大臣にされている森林法第二十七条第一項の申請に係る保安林（この告示による改正前の平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号第一号の表に掲げる日高川又は日置川に係る包括区域内に存するものに限る。次項において同じ。）の指定又は解除に係る手続については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際現に農林水産大臣にされている森林法第三十三条の二第二項の申請に係る保安林の指定施業要件の変更に係る手続については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百九十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条第四項の規定に基づき、平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号（農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕

「熊本県　玉名市の区域（旧横島町の区域に限る。）
宇城市の区域（旧小川町大字不知火の区域に限る。）
八代郡の内　氷川町の区域（旧竜北町の区域に限る。）　」を削る。

附　則

この告示による改正後の平成二十七年四月二十二日農林水産省告示第九百七号の規定は、平成二十八年産の水稲から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の水稲については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百九十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び熊本県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号の規定は、平成二十八年産の水稲に係る農作物共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の水稲に係る農作物共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百九十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十六条第二項、第百七条第三項第一号、第百二十四条第一項第一号、第百三十五条第一号、第百三十六条第一項及び第二項並びに第百四十一条の六第一項の規定に基づき、平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十一号（農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十一号の規定は、平成二十八年産の水稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、平成二十七年以前の年産の水稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百九十四号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、平成十六年四月一日農林水産省告示第八百九十一号（農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項の農林水産大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕

第一号イ中「農業生産法人を」を「農地所有適格法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）を」に、「すべて」を「全て」に改め、同イ㈠及び㈢並びに同号ハ㈠及びニ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第二号中「供される農用地」の下に「をいう」を加え、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、同イ㈠及び㈢中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

○農林水産省
環境省
経済産業省告示第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）及び農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百四十号）の施行に伴い、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成二十六年五月十六日農林水産省経済産業省環境省告示第二号）の一部を次のように変更したので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第四条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

第3の2の⑴の①のイ及び②中「第20条各号」を「第13条各号」に改める。

第5の6の②の②のイ中「第20条各号」を「第13条各号」に改め、同第5の7の②の①を削り、同②の②中「農林水産大臣等」を「都道府県知事等」に、「第7条第4項第3号」を「第7条第4項第2号」に改め、同②を同②の①とし、同②の③中「②の農林水産大臣等」を「①の都道府県知事等」に改め、同③に次のただし書を加える。

ただし、計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村である場合は、都道府県知事の同意を得ていなくても、法第7条第4項第1号に掲げる行為が記載された設備整備計画については、当該計画作成市町村の認定をもって、農地法の許可があったものとみなされる。この場合において、当該計画作成市町村は、当該設備整備計画を認定しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないことに留意する必要がある。

第5の7の②の③を同②の②とする。